

大阪ガス

天然ガススタンド

利用申込について

2025年2月





● 〈はじめに〉大阪ガス直営天然ガススタンドご利用について	1
● 大阪ガス直営および近畿地区共通利用カードで充填できる天然ガススタンドご利用方法	2 4
● 大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款	5 6
● 大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用申込書	8
● 充填カード発行依頼書	10
● CNG（圧縮天然ガス）原料費調整額	12
● 近畿地区圧縮天然ガススタンド代行充填カード利用約款	13

〈はじめに〉大阪ガス直営天然ガススタンドご利用について

お申し込み方法とご契約方法について

- 1.ご契約前に必ず本パンフレットの「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款」(P5～6)、「近畿地区圧縮天然ガススタンド代行充填カード利用約款」(P13)をお読みください。
- 2.以下の手順でお申し込みいただくと、下記のカードが発行されます。

〈お申し込み手順〉

- ①「申込書」(P8)に必要事項を記入し、郵送してください。
- ②当社にて承諾後、郵便にて「申込書(写)」を返信いたします。
- ③充填する際にスタンドで利用する「充填カード」のお申し込みは、「充填カード発行依頼書」(P10)をご記入いただき、車検証のコピーを添えてFAX、電子メール、郵便のいずれかの方法で当社へお送りください。
- ④「充填カード」は到着後、すぐにお使いいただけます。

※詳しいお申し込み手順、請求金額についてはP2～4をご覧ください。

大阪ガス(株)発行の充填カードについて

大阪ガス(株)とご契約いただいたお客さまには、以下のカードを発行します。

代行充填協会の加盟スタンド*もご利用いただけます。
天然ガススタンドの詳しい地図は大阪ガスホームページをご確認ください。

■大阪ガスホームページ 天然ガス自動車
天然ガススタンド情報
近畿地区天然ガススタンドマップ (PDF)
https://ene.osakagas.co.jp/product/ngv/eco_station/index.html



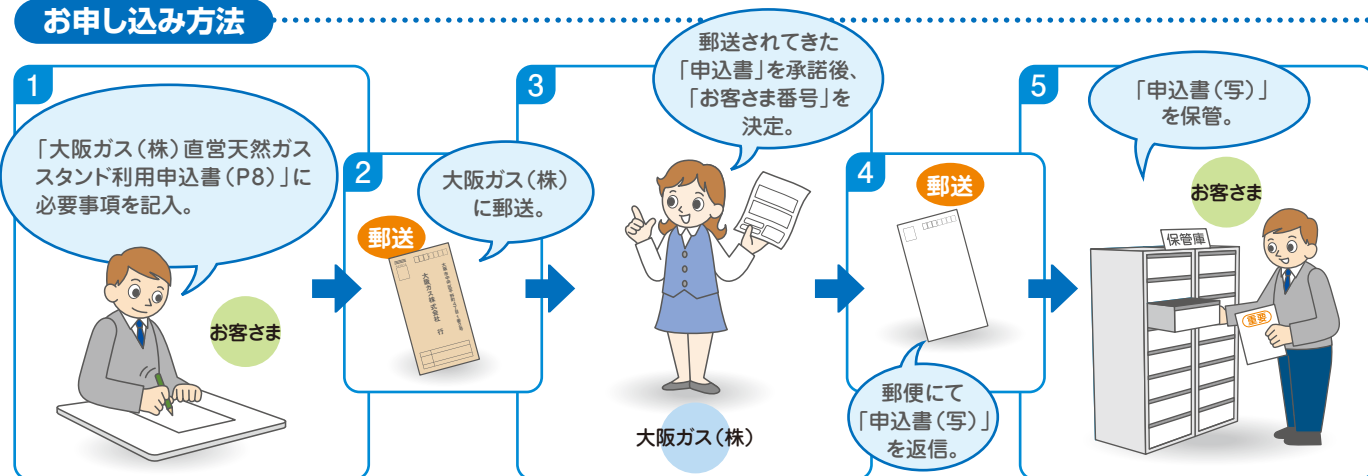
※代行充填協会加盟スタンドとは 契約している会社が異なっても「近畿地区共通利用カード」で代行充填できる天然ガススタンドのことを言います。

大阪ガス直営および近畿地区共通利用カードで 充填できる天然ガススタンドご使用方法

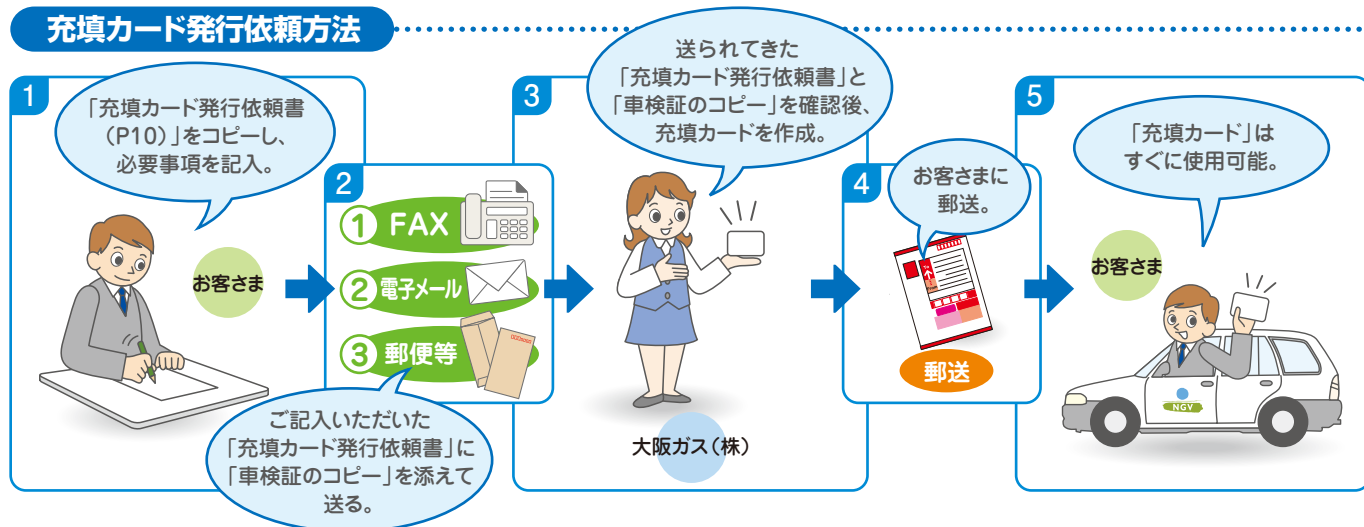
大阪ガス直営および近畿地区共通利用カードで充填できる天然ガススタンドをご利用いただく場合、下記要領にてお申し込みいただきますようお願いいたします。なお、詳細につきましては、「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款」(P5～6) および「近畿地区圧縮天然ガススタンド代行充填カード利用約款」(P13)をご確認ください。

1 利用申込書、充填カード発行依頼書の流れ

お申し込み方法

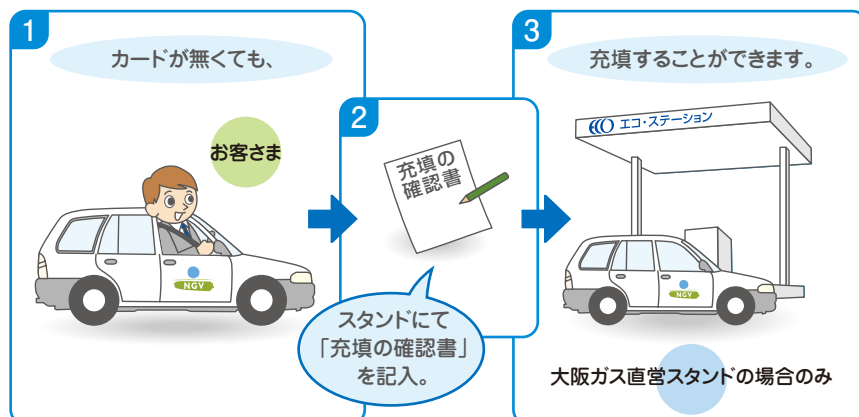


充填カード発行依頼方法



充填カードが届くまで (大阪ガス直営スタンドのみ、以下の方法でご利用いただけます)

事前に「利用申込書」を当社に送付済みであれば、大阪ガス直営スタンドに置いてある「圧縮天然ガス充填の確認書」をご記入いただくと充填できます。



CNG基本単価表 (2022年10月改定)

〈別表1〉

年間使用量(m³(N)/年)	CNG基本単価(円/m³(N)、消費税等込み)	参考:税抜単価(円/m³(N))
1,000未満	117.6	106.95
1,000以上～ 2,000未満	115.4	104.91
2,000以上～ 3,000未満	113.2	102.97
3,000以上～ 4,000未満	111.0	100.93
4,000以上～ 5,000未満	110.0	100.00
5,000以上～10,000未満	108.8	98.99
10,000以上～15,000未満	107.7	97.97
15,000以上～20,000未満	106.6	96.95
20,000以上～25,000未満	105.6	96.02
25,000以上～30,000未満	104.4	94.91
30,000以上～35,000未満	103.3	93.99
35,000以上～40,000未満	102.2	92.97
40,000以上～45,000未満	101.2	92.04
45,000以上～50,000未満	100.0	90.93
50,000以上～55,000未満	99.0	90.00
55,000以上	97.8	88.99

※「当月度の直近の四半期のご使用量」とは、4月度～6月度に適用するCNG単価は、1月度～3月度のご使用量、7月度～9月度に適用するCNG単価は、4月度～6月度のご使用量、10月度～12月度に適用するCNG単価は、7月度～9月度のご使用量、1月度～3月度に適用するCNG単価は、前年10月度～12月度のご使用量とする。

- ① CNG単価設定の詳細については、P5「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款」第4条をご参照ください。
 ② 「CNG基本単価表」のCNG基本単価に、毎月見直される「CNG原料費調整額」を加算したものを、CNG単価とします。
 (「CNG原料費調整額」については、P12をご参照ください。)

- ③ **既存お客さまのご請求額** は、上記②により算定したCNG(圧縮天然ガス)単価にご使用量乗じた金額です。

$$\text{ご請求額(税込)} = (\text{CNG基本単価 (上の料金表記載の単価)} \pm \text{CNG原料費調整額}) \times \text{お客さまの集計期間に応じた当月使用量 (円未満切捨て)}$$

- ④ **新規お客さま** は、契約後初回充填日の属する四半期は**単価表の「年間使用量1,000m³(N)未満」のCNG基本単価にCNG原料費調整額を加算した単価**とし、以降は直近の四半期の充填量を4倍した量に応じた、単価表の基本単価にCNG原料費調整額を加算した単価とします。

- ⑤ 「近畿地区共通利用カード」で充填可能な他社経営スタンドで、当社発行カードをご利用いただいた場合、当該スタンドの価格にかかわらず、CNG単価は当社単価が適用されます。また、ご使用量も大阪ガス直営スタンドをご利用いただいた場合と同様に次期基本単価改定の際の直近四半期のご使用量に算入します。請求は全て大阪ガスがいたします。

〈例〉新規お客さまの基本単価(金額は全て税込みです)

〔集計期間が前月21日から当月20日で、5月から充填開始のお客さまの場合〕

CNG基本単価	
第1四半期	4月
	5月
	6月
第2四半期	7月
	8月
	9月
第3四半期	10月
	11月
	12月
第4四半期	1月
	2月
	3月
	4月

初充填日から1回目の基本単価改定日まで
(左図では初充填日～6月20日)

117.6円
〈税込〉

1回目の基本単価改定日から2回目の基本単価改定日まで
(左図では6月21日～9月20日)

110.0円
〈税込〉

《CNGご使用量》

初充填日～6月20日の使用量の合計:1,200m³(N)
 1,200m³(N)×4=4,800m³(N)で算出

2回目の基本単価改定日から3回目の基本単価改定日まで
(左図では9月21日～12月20日)

108.8円
〈税込〉

《CNGご使用量》

6月21日～9月20日の合計:1,800m³(N)
 1,800m³(N)×4=7,200m³(N)で算出

* 上の計算はCNG原料費調整額が0の場合です。CNG原料費調整額が0でない場合は、基本単価にCNG原料費調整額を加算したものがCNG単価となります。

①請求書の締切日(天然ガスの燃料集計期間)は以下の2通りからお選びいただけます。

- 当月月初～当月月末
- 前月21日～当月20日

②燃料代はいずれかの方法でお支払いいただけます。

口座振替(引き落とし手数料は当社負担)

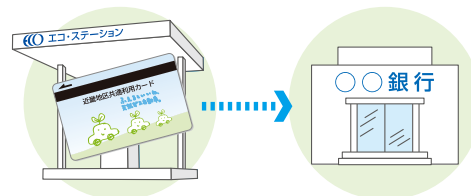
- 一部金融機関を除く、都市銀行、ゆうちょ銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫等からご利用いただけます。
- 口座振替日は、当社との契約上とは異なり、ご利用月の翌々月12日(休日の都合上、一両日程度遅れる場合があります)となりますので、あらかじめご了承ください。
- 口座振替申込書の送付は当社までお問い合わせください。

! ご注意

- 口座振替開始には、申し込みいただいてから約2ヶ月程度かかります。
- 指定預金口座の残高が振替日において請求金額に満たない時は、口座振替ができませんので、当社指定の口座へ振り込み手数料をお客さま負担で振り込んでいただくことになります。

振り込み

- 当社指定の口座に振り込み手数料をお客さまのご負担で、ご利用月の翌々月末までにお支払いください。



お問い合わせ先

大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部
 エネルギー開発部 ビジネス企画チーム モビリティグループ
 〒541-0046 大阪市中央区平野町四丁目1番2号
 ☎ 06-6205-4724 FAX 06-6226-0246

大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款

お客さまは、この約款に基づいて大阪ガス株式会社が経営する天然ガススタンドをご利用いただきます。

第1条(契 約)

- 1) 本約款は、お客さまと大阪ガス株式会社(以下「会社」といいます)との圧縮天然ガス(CNG)取引契約(以下「本契約」といいます)に適用されます。
- 2) 本約款に基づく本契約は、お客さまが会社に別添1「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用申込書」を送付され、会社がこれを返送した承諾証に記載する日に成立します。尚、会社の審査により契約をお受けできない場合があります。また、これまで会社と圧縮天然ガスの供給に関する契約を締結しているお客さま(以下「既存お客さま」といいます。それ以外のお客さまを「新規お客さま」といいます。))は、申込み方法を会社に問い合わせさせていただきます。
- 3) 契約の単位は、会計主体ごととし、またこの単位を請求書送付先単位とします。但し、同一会計主体で請求書を2箇所以上に送付する場合は、同一会計主体において請求書先と同数(2契約以上)の契約が行えるものといたします。

第2条(充填カード)

- 1) 本契約が有効であることを条件として、会社は、お客さまが別添2「充填カード発行依頼書」に必要事項を記入のうえ、車検証のコピーとともに会社に送付(FAX可)され、内容を確認した後に会社直営天然ガススタンドでCNG充填時に使用するカード(以下「充填カード」といいます)を発行いたします。
- 2) 会社は充填カードを本契約の対象となる車両1台につき1枚発行いたします。2台以上同時導入、あるいは増車の場合は、車両ごとに第1項の「充填カード発行依頼書」を会社に送付していただきます。
- 3) 充填カードは、充填カード申込時にお客さまの特別な指定がない限り請求書の送付先に郵送いたします。
- 4) お客さまは、充填カードを、譲渡、貸与等により第三者の使用に供さない義務を負います。
- 5) 充填カード対象車両の所有者であるお客さまは、充填カードが第三者に利用された場合には、その責任を負っていただきます。
- 6) お客さまの責により充填カードを紛失または破損した場合、再発行に要する諸費用をご負担いただくことがあります。
- 7) 充填カードが不要になった場合は、速やかに会社に返却していただくか、カードが利用できないよう磁気部分をはさみで切って破棄していただきます。

第3条(計 量)

- 1) 計量は、天然ガススタンドのディスペンサーに備えつけられた計量器により行います。
- 2) 会社の供給するCNGの原料となるガスは、会社の基本約款に規定するガスとします。
- 3) 計量の単位は、本条第1項の計量器の表示により読み取れる単位($\text{m}^3(\text{N})$ (0°C 、 0.1013MPa 状態での体積))といたします。ただし、小数点第2位以下は切り捨てるものといたします。

第4条(適用するCNG単価)

- 1) 既存お客さまが会社と本契約を締結した場合の当月度(次条第3項に定める集計期間と同一とします。以下単に「当月度」といいます。)に適用するCNG単価は、別表1に示す「当年度の直近の四半期のご使用量」を4倍したものを別表1に示すCNG基本単価表(以下「単価表」という)の年間使用量とみなし、単価表に従い求めたCNG基本単価(消費税込みとし、消費税率は消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた額とします。以下、同じとします。)に別添3に定める「CNG原料費調整額」(以下「原料費調整額」という)を加算したものをCNG単価とし、この単価は四半期ごとに見直します。
- 2) 新規お客さまに適用するCNG単価は、初回充填日(本約款第10条第2項にあたる日をいいます。)の属する四半期は、単価表の「年間使用量1,000 $\text{m}^3(\text{N})$ 未満」のCNG基本単価に原料費調整額を加算した単価とし、初回充填日の属する四半期の翌四半期は、初回充填日の属する四半期のCNG使用量を4倍したものを単価表の年間使用量とみなして単価表に従い求めたCNG基本単価に原料費調整額を加算した単価とします。その翌四半期以降は本条の前項に従ってCNG単価を見直します。

第5条(請 求)

- 1) 当月度の使用料金は、本条第2項で定める当月使用量($\text{m}^3(\text{N})$)に、第4条に基づき算定されるCNG単価を乗じた金額となります。
- 2) 集計期間内の使用量を当月使用量とします。
- 3) 集計期間は、
 - ① 当月初から当月末
 - ② 前月21日から当月20日
 のいずれかをお客さまに選択いただきます。
- 4) 会社は、当月度の使用料金の請求を、集計期間の月の翌月末までに行います。

第6条(支 払)

- 1) お客さまは、集計期間の月の翌々月末までに、会社指定の口座に自らの負担で前条4項に基づき会社が請求した使用料金を振り込みいただきます。但し、会社指定の口座振替サービスをご利用の場合は、支払期日は口座振替の指定日となりますが、費用負担は会社が行います。
- 2) 支払期限までにお支払いいただけない場合、法定の遅延利息を請求することがあります。
- 3) スタンド店頭での現金のお支払い、クレジットカードでのお支払い、プリペイドカードでのお支払いはいずれもできません。

第7条(契約解除および期限の利益の喪失)

- 1) お客さまが、以下の各号のいずれかに該当する場合、会社は、催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除することができます。
- ① お客さまが使用料金を支払期日に支払わず、会社からの支払督促があった後も、15日間当該支払いを行わないとき、またはお客さまが使用料金の支払いを3ヶ月連続して支払期日おりに行わないとき
 - ② 他の債務につき仮差押え、仮処分、差押え、もしくは競売の申し立てを受け、または保全差押え、もしくは滞納処分を受けたとき
 - ③ 会社更生、破産、民事再生、特定調停その他法的整理手続の申し立てのあったとき
 - ④ 諸法令の一に違反し、監督官庁から何らかの処分を受けたとき、またはその警告を受けたとき
 - ⑤ 自ら振り出した手形または小切手が不渡りになったとき、その他支払い停止状態に陥ったとき
 - ⑥ 暴力団を始めとする反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に関して次のいずれかの事実があったとき
 - a 自らとその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等(以下、「役員等」という。)が、反社会的勢力であること
 - b 自らとその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - c 自らとその役員等が、会社との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させていること
 - d 自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき
 - (イ) 暴力的な要求行為
 - (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (ニ) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (ホ) その他(イ)～(ニ)に準ずる行為
- 2) 前項各号に該当する事由が生じた場合、お客さまは、会社に対し債務を有するときは、その債務について期限の利益を失い、ただちに会社に対して債務の全額を一時に弁済していただきます。

第8条(損害賠償)

お客さまが、CNGスタンドのご利用に関して、自らの責により、会社もしくはその他の第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償していただきます。

第9条(権利の譲渡、担保)

お客さまおよび会社は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約および個々の契約締結により生ずる一切の権利または義務を、第三者に譲渡し、引受けさせ、担保に提供する等の処分をすることはできないものとします。

第10条(適用開始日)

- 1) 既存お客さまへの本約款に基づく単価の適用は、会社が本契約を承諾した日から最初に到来する集計期間の第1日目より開始いたします。
- 2) 新規お客さまへの本約款に基づく単価の適用は、本契約成立後初めて会社が発行した充填カードを利用した日より開始いたします。
- 3) 本約款を変更したときは、会社が発行した充填カードを、本約款変更後初めて利用した日をもって、お客さまが変更を承諾されたものとします。

第11条(契約の期間)

- 1) 本契約の有効期間は、契約が成立した日の属する年度(4月1日から翌年3月31日まで)末までといたします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも解約の申し入れがない場合、本契約の期間満了の日から更に1年間有効とし、その後の期間についても同様といたします。
- 2) お客さまが充填カードを利用されていない期間が、最終利用日の翌日から起算して2年間を超えた場合には、本条第1項但書にかかわらず、会社は本契約を本契約の期間満了の日をもって終了できるものとします。

第12条(その他)

- 1) 会社は、お客さまの事前の承諾を得ることなく、本約款を随時変更できるものとします。本約款が変更された場合、変更後の本契約の提供条件は、変更後の約款に従うものとします。
- 2) 会社は、前項の変更を行う場合は、14日以上予告期間を置いて、会社のウェブサイトでの掲示などの方法により、変更後の約款の内容をお客さまに通知するものとします。
- 3) お客さまが本約款の解釈や本約款に定めのない事項に関し、疑義を生じたときは、会社にその説明を求めることができます。
- 4) 会社はやむを得ない事情により、お客さまと合意の上、本約款の一部を適用しない場合があります。
- 5) 会社は、本契約の締結にあたり知り得たお客さまの情報を、お客さまの承認を得た場合、法令に基づき利用、又は提供しなければならない場合を除き、第三者に提供せず、本契約の実行以外の目的には利用しません。ただし、会社が本契約に基づく料金のご請求その他に関して必要な範囲の情報を業務委託先に提供することを、お客さまはあらかじめ承認するものとします。
- 6) 会社は、会社の基本約款および個別約款(一般料金契約)を変更または関係法令が変更された場合等で本契約が継続しがたいと思われる場合には、契約期間中であっても会社のウェブサイトでの掲示その他の方法でお客さまに予告した上で本契約を変更または解約することができるものといたします。
- 7) お客さまは、会社に対して書面で通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。その場合、充填カードは直ちにご返却いただくか、カードが利用できないよう磁気部分をはさみで切って破棄していただきます。

付則

- 1. 本約款は、2025年2月度より適用を開始します。
- 2. 2025年1月度まで実施していた約款を参照して行われた契約の申込は、本約款に継承されるものとします。

記入例

別添1

大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用申込書

大阪ガス株式会社 御中

大阪ガス株式会社の直営天然ガススタンド利用について、「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款」(2025年2月度より適用)にもとづき、下記のとおり申し込みます。

申込日：2025年 2月 〇〇日

自治体名・法人名	フリガナ オオサカガスウンユカブシキガイシャ 大阪ガス運輸株式会社	実印
お客さま名 (代表者・組織の長)	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク オオサカ イチロウ 代表取締役 大阪 一郎	
住 所	〒 541 - 〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇町1-1-1	
申 込 部 署 名	総 務 部	
役職・申込担当者名	大阪 太郎	
担当者メールアドレス	taroosaka@osakagasunyu.co.jp	
ご 連 絡 先	電話 06-1111-1111 携帯電話 090-1111-1111 FAX 06-2222-2222	

◎請求書送付先 ※2025年3月分請求書より紙での郵送は廃止し、「楽楽明細」によるWEB発行となります

お客さま名 自治体名・法人名	フリガナ オオサカガスウンユカブシキガイシャ オオサカシテン 大阪ガス運輸(株) 大阪支店
住 所	〒 542 - 〇〇〇〇 大阪市△△区△△町1-1-1
部 署 名	経 理 課
役職・担当者名	大阪 花子
担当者メールアドレス	hanaosaka@osakagasunyu.co.jp
連 絡 先	電話 06-3333-3333 携帯電話 090-2222-2222 FAX 06-4444-4444
請求書締日(集計期間)	☒ 月初～月末 ☐ 前月21日～当月20日

*この申込書に必要事項を記載し押印の上、郵送してください。

*申込書を受け取り、申込書の内容を承諾した際にはお客さま番号を記入した申込書(写)をご返送いたします。

本書記載のお客さま情報は以下の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給およびその普及拡大
- (2) 天然ガススタンドまたは天然ガス自動車に関する情報の提供
- (3) 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- (4) その他上記(1)から(3)に附随する業務の実施

[送付先]

〒541-0046 大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪ガス(株) エナジーソリューション事業部
エネルギー開発部 ビジネス企画チーム モビリティグループ
TEL:06-6205-4724 FAX:06-6226-0246

大阪ガス使用欄

お客さま番号	大阪ガス株式会社 承諾証			
約款適用開始日 本契約成立後初めて会社が発行した 充填カードを利用した日	<table> <tr> <td>承諾日： 年 月 日</td> <td rowspan="2">印</td> </tr> <tr> <td>契約日： 年 月 日</td> </tr> </table>	承諾日： 年 月 日	印	契約日： 年 月 日
承諾日： 年 月 日	印			
契約日： 年 月 日				

N-17

大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用申込書

大阪ガス株式会社 御中

大阪ガス株式会社の直営天然ガススタンド利用について、「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款」(2025年2月度より適用)にもとづき、下記のとおり申し込みます。

申込日： 年 月 日

自治体名・法人名	フリガナ			実印
お客さま名 (代表者・組織の長)	フリガナ			
住 所	〒 ー			
申 込 部 署 名				
役職・申込担当者名				
担当者メールアドレス				
ご 連 絡 先	電話	携帯電話	FAX	

◎請求書送付先 ※2025年3月分請求書より紙での郵送は廃止し、「楽楽明細」によるWEB発行となります

お客さま名 自治体名・法人名	フリガナ		
住 所	〒 ー		
部 署 名			
役職・担当者名			
担当者メールアドレス			
連 絡 先	電話	携帯電話	FAX
請求書締日(集計期間)	☐ 月初～月末 ☐ 前月21日～当月20日		

***この申込書に必要事項を記載し押印の上、郵送してください。**

*申込書を受け取り、申込書の内容を承諾した際にはお客さま番号を記入した申込書(写)をご返送いたします。

本書記載のお客さま情報は以下の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給およびその普及拡大
- (2) 天然ガススタンドまたは天然ガス自動車に関する情報の提供
- (3) 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- (4) その他上記(1)から(3)に附随する業務の実施

[送付先]

〒541-0046 大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪ガス(株) エナジーソリューション事業部
エネルギー開発部 ビジネス企画チーム モビリティグループ
TEL:06-6205-4724 FAX:06-6226-0246

大阪ガス使用欄

お客さま番号

約款適用開始日

本契約成立後初めて会社が発行した
充填カードを利用した日

大阪ガス株式会社 承諾証

承諾日： 年 月 日

契約日： 年 月 日

印

充填カード発行依頼書

*充填カード発行依頼書は、車両毎に必要です。

*この依頼書をコピーして、必要事項を記載の上、車検証のコピーと合わせて下記のいずれかの方法でお送りください。

送付方法

① F A X : 06-6226-0246

② 電子メール : ngv-card@osakagas.co.jp

③ 郵便等 : 〒541-0046 大阪市中央区平野町4-1-2
大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部
エネルギー開発部 ビジネス企画チーム モビリティグループ

大阪ガス株式会社 御中

◎ 車両情報

記入日: 年 月 日

車 両 番 号			
車 台 番 号			
メーカー・車種名			
用 途 ※□に印をつけてください	☐ 自家用 ☐ 事業用		
車 種 ※□に印をつけてください	☐ 軽 ☐ 小型貨物(バン) ☐ 塵芥車 ☐ マイクロバス(小型バス含む) ☐ 中型バス ☐ 大型バス ☐ 乗用車 ☐ トラック(小・中型) ☐ トラック(大型) ☐ フォークリフト ☐ その他()		
導 入 経 緯 ※番号に○をつけてください	1	2	3
	増車	他燃料(ガソリン・軽油等)車からの入替	天然ガス自動車からの入替 入替前の車番をご記入ください () 充填カードの返却をお願いします

◎ 充填カード送付先

お客さま名 自治体名・法人名	フリガナ		
部 署 名		ご担当者名	役職()
住 所	〒 -		
ご 連 絡 先	電話	携帯電話	FAX

◎ 天然ガススタンド開設・休止情報等のご連絡先 (上記充填カード送付先と異なる場合にご記入ください。)

お客さま名 自治体名・法人名	フリガナ		
部 署 名		ご担当者名	役職()
住 所	〒 -		
ご 連 絡 先	電話	携帯電話	FAX

CNG(圧縮天然ガス)原料費調整額

1 CNG(圧縮天然ガス)原料費調整額

- 1. 会社の基本約款「19. 単位料金の調整」および個別約款（一般料金契約）「3. 料金」に基づき算定される毎月の従量料金単価調整額(②に記載の都市ガスの原料費調整制度に基づく調整額)に 1.05 を乗じ、小数点第 2 位以下を切り捨てたものを、「CNG 原料費調整額」といたします。
- 2. 2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（以下、本条では「総合経済対策」といいます。）に基づく政府の支援を反映するため、総合経済対策に基づく支援対象期間において、下記（1）から（3）に従い CNG 原料費調整額を算定します。
 - （1）CNG 原料費調整額の算定に際しては、2025 年 1 月 1 日実施の会社の基本約款の付則 2.『「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る特別措置』は適用しません。
 - （2）総合経済対策の対象のお客さまの CNG 原料費調整額は、上記（1）に従い算定した CNG 原料費調整額から、総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとしします。
 - （3）（1）および（2）は総合経済対策が終了されるとともに、効力を失うものとしします。

〈ご参考〉

都市ガス原料費調整からCNG原料費調整額設定に用いる補正係数(1.05)について

一般のガスメータ（一般の都市ガスを計量）とCNGを充填するディスペンサーとでは、計量の前提となる温度・圧力の値が異なるため、表示される数値に約5%の差が生じます。
これを補正するため加算時も減算時も、都市ガス原料費調整額に1.05を乗じたものをCNG原料費調整額とします。
（適用にあたっては、小数点第2位以下を切り捨てます。）

2 会社の都市ガスの原料費調整制度

都市ガスの原料価格は為替レート原油価格の動きにより変動いたします。原料費調整制度は、こうした原料価格の変動を従量料金単価に反映させる仕組みです。調整方法は、以下のとおりです。

- ①基準となる原料価格（基準平均原料価格）をトンあたり64,090円とします。
- ②従量料金単価調整額(税込) (円/m³)
＝(平均原料価格(円/トン)*ー 基準平均原料価格(円/トン))÷100×0.081×(1+消費税率)
* 平均原料価格＝LNG平均価格**×0.9476+LPG平均価格**×0.0569
** 貿易統計値により算定
(注1) (平均原料価格(円/トン)*ー 基準平均原料価格(円/トン))は100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額
(注2) 従量料金単価調整額(税込)は、
 プラス調整時は小数点第三位の端数を切り捨てた小数点第二位までの金額、
 マイナス調整時は小数点第三位の端数を切り上げた小数点第二位までの金額
- ③各月の従量料金単価調整額は、右欄の期間の平均原料価格に基づき算定します。

従量料金単価への適用期間	平均原料価格算定期間
1月度ご使用分	前年8月～前年10月
2月度ご使用分	前年9月～前年11月
3月度ご使用分	前年10月～前年12月
4月度ご使用分	前年11月～当年1月
5月度ご使用分	前年12月～当年2月
6月度ご使用分	当年1月～当年3月
7月度ご使用分	当年2月～当年4月
8月度ご使用分	当年3月～当年5月
9月度ご使用分	当年4月～当年6月
10月度ご使用分	当年5月～当年7月
11月度ご使用分	当年6月～当年8月
12月度ご使用分	当年7月～当年9月

近畿地区圧縮天然ガススタンド代行充填カード利用約款

大阪ガス株式会社

第1条(目 的)

本約款は、大阪ガス株式会社(以下、「会社」という。)を除く近畿地区圧縮天然ガススタンド代行充填協会の会員(以下、「会員」という。)が運営する天然ガススタンドにおいて、会社が発行した共通利用カードを会社と契約をしているお客さま(以下「お客さま」という。)が利用した際の取り決めについて規定することを目的とします。

第2条(定 義)

会社が発行した共通利用カードとは、会社が発行した「近畿地区共通利用カード」と印字された面のことをいいます。

第3条(適 用)

お客さまは、会社以外の会員が運営する天然ガススタンドで、会社が発行した共通利用カードを利用して、天然ガス自動車用圧縮天然ガスを購入することができます。ただし、会社以外の会員が運営する天然ガススタンドで会社が発行した共通利用カードを利用した時点で、本約款に同意したものとみなします。

第4条(「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款」のお客さま)

会社と「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款」(以下、「スタンド利用約款」という。)により契約しているお客さまが、会社の発行した共通利用カードを利用して会社直営天然ガススタンド以外の天然ガススタンドで天然ガス自動車用圧縮天然ガスを購入した場合の条件は、すべて「スタンド利用約款」に従うこととします。

第5条(販売単価)

会社が発行した共通利用カードを利用して、会社以外の会員が運営する天然ガススタンドで販売する天然ガス自動車用圧縮天然ガス単価(以下、「単価」という。)は、会社直営天然ガススタンドにて販売する単価と同一とします。

第6条(請 求)

会社は、本約款に基づいて販売した天然ガス自動車用圧縮天然ガス代金の請求を、会社直営天然ガススタンドにて販売した天然ガス自動車用圧縮天然ガス代金と併せて行うものとします。

第7条(両社契約の取扱い)

お客さまが会社以外の会員が運営する天然ガススタンドで当該天然ガススタンドを運営する会員が発行する共通利用カードを所有しているにもかかわらず、会社の発行した共通利用カードを提示して天然ガス自動車用圧縮天然ガスの購入を行った場合には、本約款にしたがうものとします。

第8条(不良カードの取扱い)

お客さまは、会社が発行した共通利用カードが、読み取り不良の場合、会社以外の会員が運営する天然ガススタンドで代行充填を拒否される場合があることをご了承ください。

第9条(共通利用カードの使用中止)

お客さまが、以下の各号のいずれかに該当した場合、会社は、通知その他の手続きを要せず、当該お客さまに会社が発行した共通利用カードを利用不能とすることができる。また、本条にしたがい利用不能となったお客さまは、今後新しく導入される車両を含め、共通利用カードを利用することはできません。

- ①お客さまが使用料金の支払いを支払期日に行わず、会社からの支払い督促があった後も、15日間当該支払いを行わないとき。
- ②お客さまが使用料金の支払いを3ヶ月連続して支払期日どおりに行わないとき。

以 上

天然ガス自動車をご利用のみなさまへ

天然ガス自動車のガス容器に関する注意事項！

①ガス容器には『充てん可能期限』があります

ガス容器は、充てん可能期限 **15年**※¹を経過すると、保安基準不適合（整備不良）となり公道を走行できません。また、車検に合格できません。新品のガス容器への載せ替え等が必要です。

※¹ 一部、20年のガス容器もあります

②ガス容器は車検の際に検査※² が必要※³ です。

容器の検査は、2023年12月21日以降は、道路運送車両法に基づき **車検と同時に実施** することになりました。

※² 検査内容は漏れ検査と外観検査であり、変更ありません

※³ 1年車検の車は、有効なガス容器試験成績書（有効期間1年1ヶ月）があれば検査不要です

ガス容器の『充てん可能期限』が過ぎた車両や、車検が切れた車両は、スタンドで**天然ガスを充てんすることはできません！**

あなたのお車は大丈夫ですか？

ガス容器の『充てん可能期限』は、ここで確認できます。

A 車載容器総括証票 → **①「充てん可能期限」**

A 車載容器総括証票

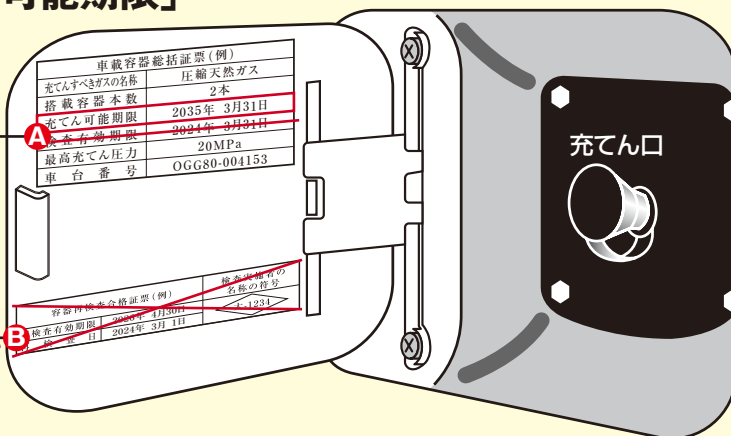
車載容器総括証票（例）	
充てんすべきガスの名称	圧縮天然ガス
搭載容器本数	2本
① 充てん可能期限	2035年 3月31日
② 検査有効期限	2024年 3月31日
最高充てん圧力	20MPa
車台番号	OGG80-004153

無効

B 容器再検査合格証票

容器再検査合格証票（例）		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	2026年 4月30日	太-1234
再検査日	2024年 3月 1日	

無効



<注意>

ガス容器の検査が車検の検査項目に移管されたことに伴い、既存の車で充てん口に貼付されている以下の項目は、2023年12月21日以降は **無効** になっていますので、ご注意ください。

A 車載容器総括証票 → **②「検査有効期限」**

B 容器再検査合格証票 → 全ての項目

ガス容器の検査ができる容器検査所（大阪ガス調べ）を、大阪ガスHPでご案内しています

<https://ene.osakagas.co.jp/product/ngv/index.html>

【お問合せ先】大阪ガス株式会社 Tel.06-6205-4724

**大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部
エネルギー開発部 ビジネス企画チーム モビリティグループ**

〒541-0046 大阪府中央区平野町四丁目1番2号
Tel.06-6205-4724 Fax.06-6226-0246

■大阪ガス 天然ガス自動車のホームページ

大阪ガス 天然ガス自動車

検索

<https://ene.osakagas.co.jp/product/ngv/index.html>

■日本ガス協会 天然ガススタンド検索 **全国の天然ガススタンドを検索できます。**



スマートフォン用